

島根県内の中小企業等が、 県外の専門人材を確保する費用を助成します!

プロフェッショナル人材戦略拠点の人材マッチングを通じ、県内の中小企業等で必要とされる専門人材をUIJターンで雇用する場合、あるいは副業・兼業の形態で確保する場合の経費の一部を支援します。

雇用する場合

① 有料職業紹介事業者の仲介により、UIJターン※の専門人材を採用する場合

UIJターンの専門人材採用時に、有料職業紹介事業者へ支払った人材紹介手数料。
(ただし、成功報酬部分に限る)

対象経費	人材紹介手数料（成功報酬部分）
補助率	1/2以内
補助限度額	1,300千円/人（年度内1名まで）

※ UIJターン

島根県外居住者が、就職に伴い島根県内に居住地を移転すること。なお、島根県内に居住地を移転してから概ね1年以内であって、県内企業等において期間の定めのない雇用契約を締結していない専門人材が就職する場合を含む。

※令和5(2023)年2月28日までに支払った人材紹介手数料が対象です。

副業・兼業人材を活用する場合

② 県外の専門人材に副業・兼業※の形態でプロジェクト推進役等を依頼する場合

～交通費の補助～

県外の専門人材が、県内中小企業等の所在場所等を実際に訪れて業務に従事する場合に、当該企業が負担する当該人材の移動に要する経費（交通費・宿泊費）の一部。

対象経費	専門人材の旅費（申請企業負担分）
補助率	1/2以内
補助限度額	200千円/社

※ 副業・兼業

就業者が雇用契約又は業務委託契約等に基づき職務や期間を限定して仕事を請け負うこと。就業者とは、他の企業等に所属し、主としてその企業等における業務に携わる者のことをいう。

※但し、1回の往復移動に係る交通費が1万円未満の場合は対象外です。

～手数料の補助～ **NEW**

はじめて副業を活用する場合に、副業の有料人材紹介会社に支払う紹介手数料を最大3か月、12万円まで助成します。

対象経費	人材紹介手数料（上限3か月分）
補助限度額	120千円（年度内1名まで）

※令和5(2023)年2月28日までに支払った人材紹介手数料が対象です。

申請
時期

採用または委託等内定後、雇用・委託等開始日までに補助金交付申請書を提出してください。

申請
期限

令和5年2月15日(水)
(2023)

※予算額に達した時点で募集を終了します。

※①②いずれの場合も、島根県プロフェッショナル人材戦略拠点が取り繋ぎ・仲介した案件が補助対象事業となります。

お問合せ先

島根県プロフェッショナル人材戦略拠点
(公益財団法人しまね産業振興財団)
☎ 0852-60-5104
E-mail: pf@joho-shimane.or.jp

裏面もご覧ください

補助対象事業者

- ・ 県内に事業所を有する中小企業事業主
- ・ 下表の業種毎に①又は②を常態として満たす事業主

業 種	① 資本金の額又は 出資の総額	② 常時雇用する 労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※業種毎の具体的内容は補助金交付要領でご確認ください。

補助対象となる専門人材

県内中小企業等の事業創出力強化等に寄与すると認められる者(下表参照)で、当該業務に就いて概ね3年以上の実務経験を有する者。ただし、補助対象事業者の役員の3親等以内の親族を除く。

- ・ 専門人材を雇用する場合は、雇用する際の年間換算給与額（割増賃金の基礎となる賃金部分）又は役員報酬が原則300万円以上の者。
- ・ 副業・兼業の場合、土業の業務は対象外となります。

分類	内容	具体例
ア 経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支える右腕として企業等のマネジメントに携わる人材	企業経営や企業等での事業管理等のマネジメント経験者など
イ 販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業等にとって新たな販路を開拓し、売り上げ増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネス経験者など
ウ 事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業等が抱える課題を解決（財務再構築・事業再編等）し、事業再生を推進する人材	金融機関等のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントして手がけた経験を有する者など
エ 生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出す人材	企業等の工場長の経験者、技術者として開発リーダー等を経験した者など
オ その他	受け入れ先で求められる分野などで、セクションやプロジェクトのリーダー等を務めるなど、県内企業等において事業を支え、牽引することができる人材	—

※職務経歴・経験、県内企業等において担う役割などを総合的に勘案し、補助対象となるか否かを判断します。

お問い合わせ先

島根県プロフェッショナル人材戦略拠点

(公益財団法人しまね産業振興財団)

〒690-0816 松江市北陵町1番地

☎ 0852-60-5104

E-mail: pf@joho-shimane.or.jp

島根県 専門人材確保

検索